令和８年度松崎町保育所保育料徴収基準（令和８年３月27日告示第46号）

最終改正:

改正内容:令和8年3月27日告示第46号［令和8年3月27日］

〇令和8年度松崎町保育所保育料徴収基準

令和8年3月27日告示第46号

令和8年度松崎町保育所保育料徴収基準

松崎町保育所保育料徴収規則第2条第3項の規定により、令和8年度松崎町保育所保育料徴収基準を別紙のとおり定める。

令和8年度松崎町保育所保育料徴収基準

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育時間区分	徴収基準額（月額）（単位：円）			
階層区分	定義			0歳児	1歳児 2歳児	3歳児	4歳児 5歳児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		短時間	0	0	0	0
			長時間				
B	A階層を除き、前年度分又は当年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	短時間	0	0	0	0
			長時間	0	0	0	0
C		均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）	短時間	13,000	8,200	0	0
			長時間	14,300	9,000	0	0
D1		所得割の額が48,600円未満	短時間	17,000	10,300	0	0
			長時間	18,700	11,300	0	0
D2		〃 48,600円以上60,500円未満	短時間	21,000	12,800	0	0
			長時間	23,100	14,100	0	0
D3		〃 60,500円以上72,400円未満	短時間	23,000	16,100	0	0
			長時間	25,300	17,700	0	0
D4		〃 72,400円以上96,500円未満	短時間	25,000	19,500	0	0
			長時間	27,500	21,500	0	0
D5		〃 96,500円以上120,400円未満	短時間	29,000	23,700	0	0
			長時間	31,900	26,100	0	0
D6		〃 120,400円以上144,400円未満	短時間	32,000	28,000	0	0
			長時間	35,200	30,800	0	0
D7		〃 144,400円以上168,800円未満	短時間	35,000	31,400	0	0
			長時間	38,500	34,600	0	0
D8		〃 168,800円以上251,600円未満	短時間	40,000	35,000	0	0
			長時間	44,100	38,500	0	0
D9		〃 251,600円以上300,600円未満	短時間	45,000	37,500	0	0
			長時間	49,600	41,300	0	0
D10		〃 300,600円以上	短時間	50,000	40,000	0	0
			長時間	55,100	44,100	0	0

備考

1　この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D10階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7（寄付金税額控除）、第314条の8（外国税額控除）、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2　児童の属する世帯が次に掲げる世帯で、所得割の額が77,101円未満であり、B階層以外である場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれこの表のB階層に掲げる徴収基準額とする。

（1）「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

（2）「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

①　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

②　療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

③　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

④　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

（3）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

3　同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園又は認定子ども園、特別支援学校幼稚部、情報障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、C～D10階層までの世帯は、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収基準額とする。

ただし、所得割の額が57,700円未満の世帯における生計を一にする複数の特定被監護者等がいる場合は、第1子の年齢制限はなしとする。

4　児童の属する世帯が2に掲げる世帯で、所得割の額が77,101円未満であって、生計を一にする複数の特定被監護者等がいる場合は、第1子の年齢制限はなしとし、次表の第2欄中「徴収基準額表に定める額×0.5」とあるのは「0円」とする。

第1欄	第2欄
ア　上記3に掲げる施設を利用している就学前児童 （該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収基準額表に定める額
イ　上記3に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童 （該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収基準額表に定める額×0.5
ウ　上記3に掲げる施設を利用しているア・イ以外の就学前児童	0円

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

5　保育所保育料の階層認定における市町村民税額は、両親について額を確認し階層区分を認定する。

6　この表の保育時間区分における「短時間」保育とは、午後4時までに実施された保育をいい、「長時間」保育とは、午後6時30分までに実施された保育をいう。

7　「長時間」保育の実施を希望する保護者は、長時間保育申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、当該保育実施の希望月初日前14日までに町長に提出しなければならない。この場合において、保育所は、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

8　町長は、6に掲げる申込みがあったときは、これを審査するとともに実情を調査し実施の承諾又は不承諾を決定し、長時間保育実施承諾書（様式第2号）又は長時間保育実施不承諾書（様式第3号）により保護者に通知する。

9　納入義務者から徴収する保育料は、徴収基準額表に定める額又は2から4で定める額の2分の1とする。